

2021（令和 3）年 9 月 2 日
新潟県人権施策推進懇談会

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 実施状況報告（概要版）

新潟県福祉保健部福祉保健総務課

▶目次

1 人権を巡る最近の状況

- ・ (1) 人権侵犯事件の状況 (令和2年)
- ・ (2) 人権に関する法制度等の整備
- ・ (3) 人権に関する意識 (平成30年度県民アンケート調査より)

2 本県の人権教育・啓発の取組

- ・ (1) 新潟県総合計画
- ・ (2) 新潟県人権教育・啓発推進基本指針
- ・ (3) 推進体制

3 令和2年度取組実績と令和3年度取組計画

4 令和3年度の重点項目

1 人権を巡る最近の状況（1）

（1）人権侵犯事件の状況（令和2年）

○ 新規救済手続開始件数

全 国 9,589件（令和元年 15,420件 対前年比 ▲37.8%）

新潟県 74件（令和元年 290件 対前年比 ▲74.5%）

【新規救済手続開始件数からみた特徴】

① インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

1,693件（令和元年 1,985件 対前年比 ▲14.7%）

② 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件数 175件

（法務省資料より）

1 人権を巡る最近の状況（2）

（2）人権にかかわる法制度等の整備

【最近施行された主な人権に関する法律等】

- 障害者差別解消法（平成28年4月）
- ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月）
- 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（令和3年2月）
- 新潟県犯罪被害者等支援条例（令和3年4月）

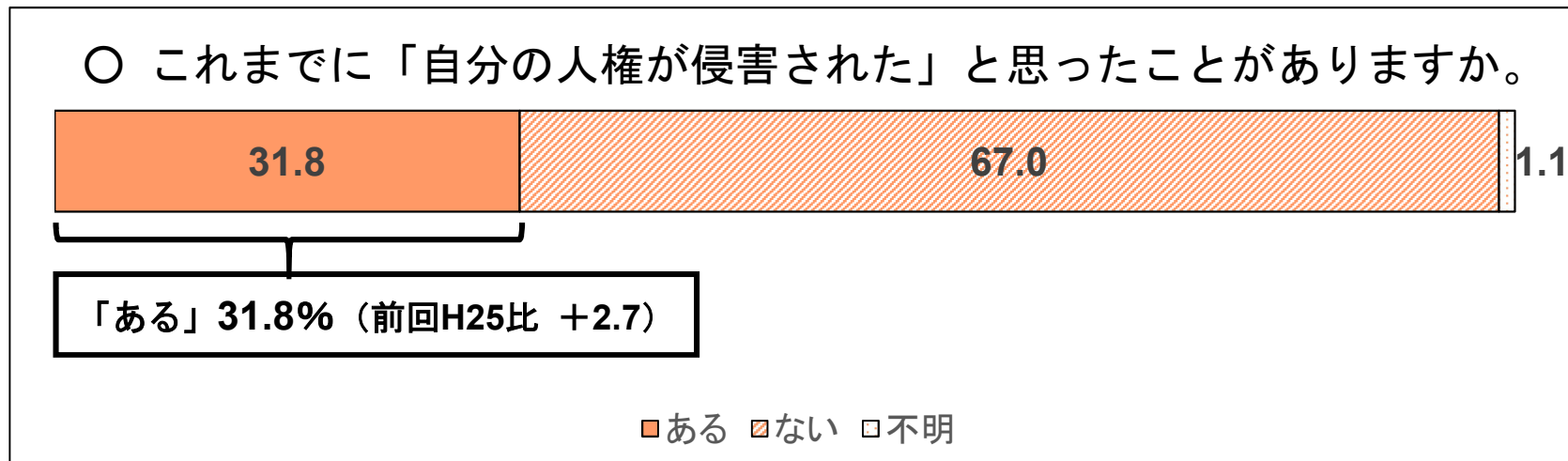
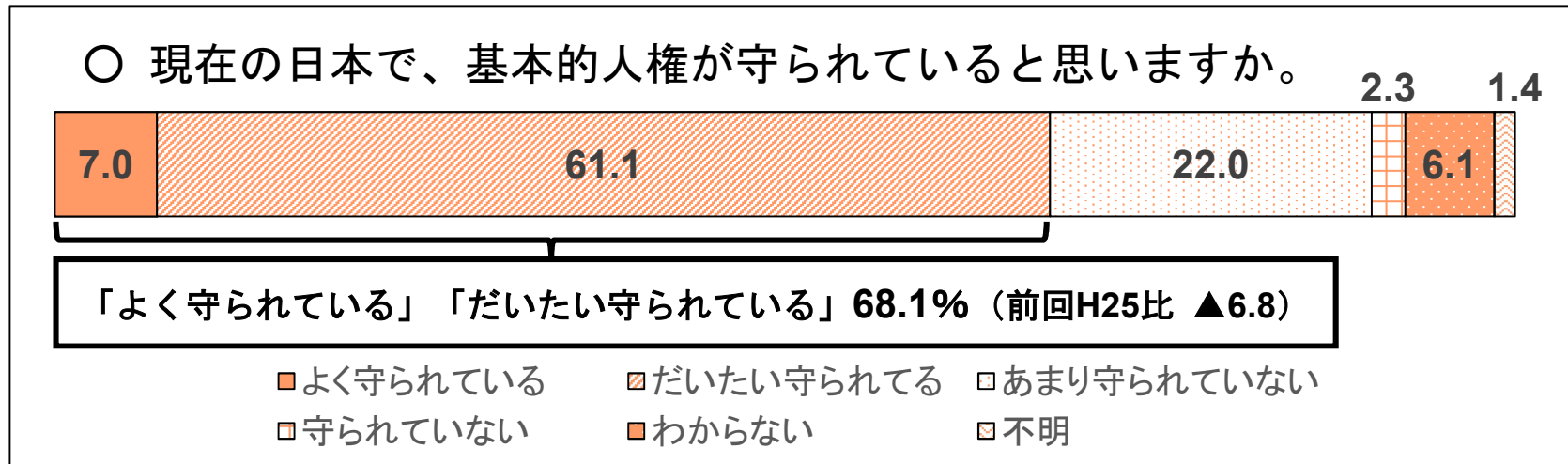
1 人権を巡る最近の状況（3）

（3）人権にかかわる主な事件・動き

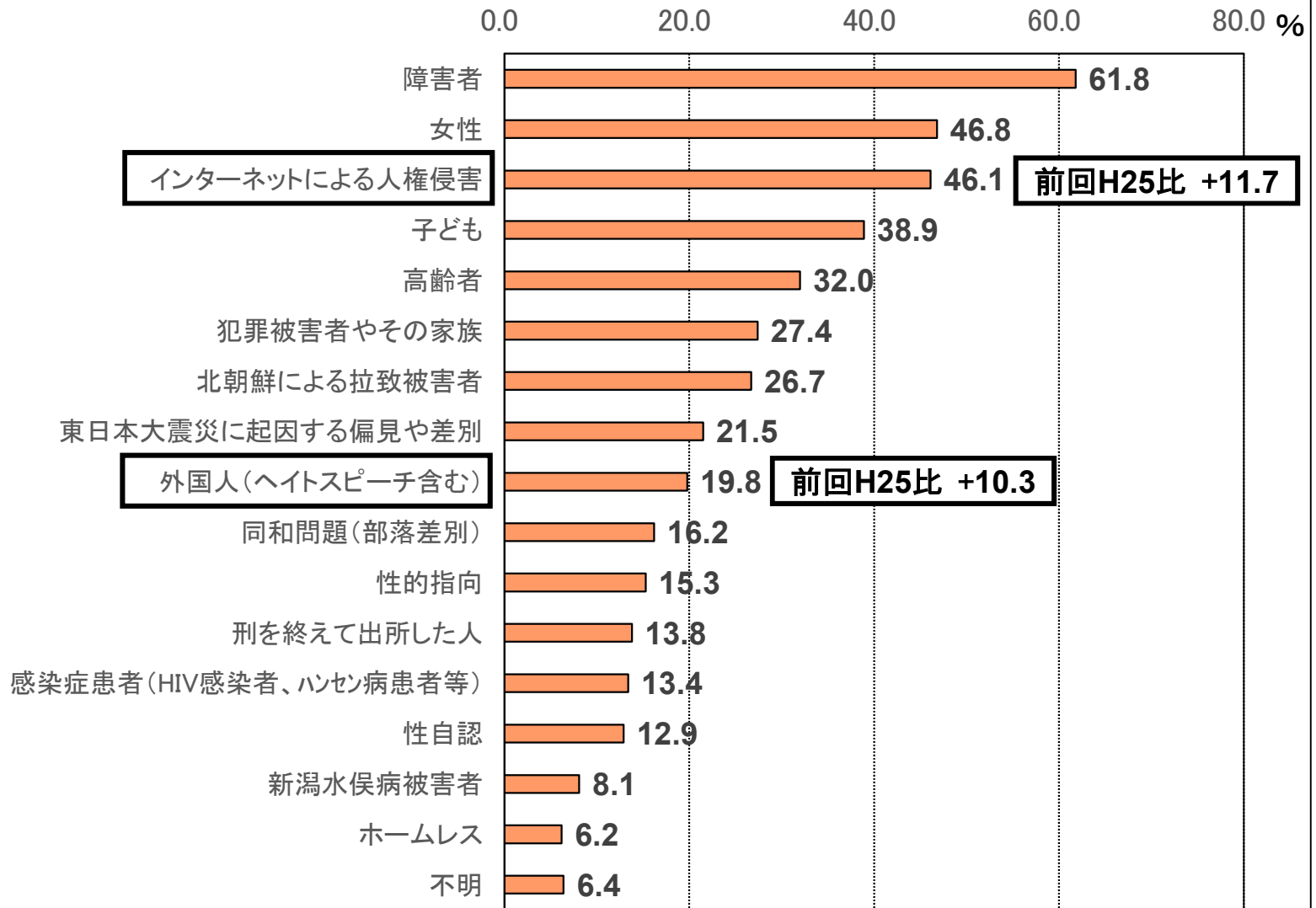
- 新型コロナウイルス感染症に係る差別・偏見、誹謗中傷等
 - ・ 感染者やその家族、治療・対策に携わる方々等に対する差別・偏見や誹謗中傷、デマの拡散等
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正（令和3年2月）
- インターネット・SNSにおける誹謗中傷
 - ・ プロバイダ責任制限法の改正（令和3年4月）
- 性的指向・性自認
 - ・ 新潟市パートナーシップ宣誓制度の開始（令和2年4月）
 - ・ 「性的少数者（LGBT）理解増進法案」の提出見送り（令和3年5月）
- 部落差別解消推進法に基づく差別の実態調査
 - ・ 法務省が調査結果を公表（令和2年6月）

1 人権を巡る最近の状況（4）

（4）人権に関する意識（平成30年度県民アンケート調査より）



○ 人権や差別にかかわる問題として、誰について（何について）の人権や差別の問題に関心がありますか。（回答はいくつでも）



2 本県の人権教育・啓発の取組（1）

（1）新潟県総合計画

○ 人権問題解決に向けた取組や方向性を明記

〔誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現〕

すべての人が個人として尊重される社会の実現のためには、差別や偏見をなくす必要があるが、女性、子ども、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、今でも様々な分野において差別や偏見がある。

（略）さらに、インターネットによる人権侵害やいわゆるヘイトスピーチ等新たな人権問題も生じており、より一層の人権啓発を推進する必要がある。

○ 達成目標として二つの指標を設定

主要指標 人権を尊重することは「とても大切だと思う」県民の割合
（現状値）64.4%（2018年度）→ 増加させる

関連指標 人権教育、啓発推進計画等策定済み市町村数
（現状値）19市町村（2017年度）→ 30市町村（2024年度）

2 本県の人権教育・啓発の取組（2）

（2）新潟県人権教育・啓発推進基本指針

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年）に基づき、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示す。（平成16年4月策定）
- 策定後の社会情勢の変化を踏まえ、全面的に改定（令和2年3月）
インターネットによる人権侵害、性的指向・性自認を理由とする偏見や差別等の人権課題への対応や、人権に関する法整備などを反映
- **新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷等を防止する取組をより一層推進するため改定（令和3年6月2日）**

目標 「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現

- 指針の構成
 - 第1章 基本的な考え方
 - 第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進
 - 第3章 分野別人権施策の推進
 - 第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進
 - 第5章 人権施策推進に向けて

指針に基づき、総合的な取組を推進

2 本県の人権教育・啓発の取組（3）

（3）推進体制

- 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置

本会議	議長（知事）、副議長（副知事）、委員（部局長等）
幹事会	幹事長（福祉保健部長）、副幹事長（福祉保健総務課長）、幹事（部局企画主幹・関係課長等）

- 人権施策の全庁的な集約、人権施策の展開方針や重点項目の設定等を行う。



庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進

3 令和2年度取組実績と令和3年度取組計画

※ 実績及び計画の詳細については、「資料3」「資料4」を参照

○ 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進（指針第2章）

（1）学校教育における人権教育の推進

〔基本方針〕

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりをとおし、子ども一人一人を大切にしながら、発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。

そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組を図るとともに、課題を抱える子どもたちに寄り添いかかわる同和教育を中核にした人権教育を着実に実践する。

また、同和教育をはじめとする研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指す。

〔主な取組の方向〕

- ・ 授業等の改善
- ・ 環境づくり
- ・ 研修の充実

〈事業紹介① 義務教育課〉

研究授業などによる研修

文部科学省委託 人権教育総合推進地域事業（平成30年度～令和2年度指定）

指定校 上越市立直江津中学校区
直江津中学校 直江津小学校 古城小学校 直江津南小学校 国府小学校

研究テーマ 他者を理解し、互いに尊重し合い、「いざ世のために」の精神で未来を共創できる人づくり

研究内容

- ・ 地域、家庭と連携協働した人権教育の取組
- ・ 地域とともに学ぶ取組
- ・ 人権教育、同和教育の授業の計画的な実施

成果

- ・ 人権教育たよりの発行と地域への配付、人権学習実践集の発行
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題の教材化
- ・ 保護者、地域参加型の人権講演会の実施
- ・ 中学校区基底計画（中学校区共通の人権教育、同和教育計画）の作成と実践

○参観者の声

・ 保護者が人権問題、いじめ問題に関心を持ち、他人事と捉えず、許さない姿勢を見せることに勝る人権教育はないように感じました。



保護者・地域参加の人権講演会



中学校区のあいさつ運動 11

〈事業紹介② 高等学校教育課〉

文部科学省 人権教育研究指定校事業

研究指定校：長岡向陵高等学校

- ・ 令和2年度、令和3年度の研究指定事業
- ・ 「自己肯定感を高め、他者を思いやる人権教育～自己理解・他者理解からの人権教育～」をテーマとした実践的研究
- ・ 令和3年1月に、「差別は寝ていない」（1学年）、「結婚差別について」（2学年）をテーマに公開授業を実施

○事業実績

H18・H19	H20・H21	H22・H23	H24・H25
十日町、十日町総合	糸魚川白嶺	栃尾	阿賀黎明(高・中)
H26・H27	H28・H29	H30・R1	R2・R3
津南中等	佐渡総合	柏崎常盤	長岡向陵

(2) 社会教育における人権教育の推進

〔基本方針〕

すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、公民館等の社会教育施設を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 多様な学習機会の充実
- ・ 地域社会における指導者の養成と資質の向上
- ・ 学習プログラムの開発・提供

〈事業紹介 生涯学習推進課〉

「人権教育指導者研修会」の開催

- 人権教育の啓発事業として、
 - 「インターネットと人権」をテーマにした講演
講師：大久保 真紀 様
 - DVD「インターネットと人権」上演

○令和2年11月1日 三条市中央公民館

- 参加者数 27人
(民生委員、児童委員、自治会役員、
行政職員、教職員、人権問題に関心
のある方等)



主催：新潟県教育委員会、共催：三条市

(3) 企業・団体等に対する人権啓発の推進

〔基本方針〕

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚するよう促し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応を行うよう、企業等の経営者や管理者を中心に啓発に努める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 資料・情報の提供
- ・ 講演会の開催等
- ・ 多様な広報媒体を活用した広報・啓発

(4) 県民に対する人権啓発の推進

〔基本方針〕

広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発を推進する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 多様な広報媒体を活用した広報・啓発
- ・ 人権講演会等の各種イベントの実施
- ・ 資料作成・配布
- ・ 「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら進める啓発

〈事業紹介 福祉保健総務課人権啓発室〉

人権週間に関する啓発広報

- ・ 人権週間（12月4～10日）に合わせた啓発広報を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する差別、同和問題、外国人、児童虐待、外国人差別、セクハラ、ネットいじめ等の人権問題について当事者意識を持って考えていただくことをテーマに、新聞広告、ポスターの掲示、CM等により幅広い方々に向けて啓発を実施

※CMは、新潟県内の民放各局、YouTube True View広告で発信

<p>児童虐待、ネットいじめ、外国人差別、同和問題、セクハラ…気づいていますか？苦しむ人に</p> <p>きょう12月10日は「世界人権デー」です</p> <p>他人事を、じぶん事に。</p>	<p>CMはコロナから</p> <p>人の痛みを考えると、一週間。</p> <p>人権週間12月4日(金)～12月10日(木)</p> <p>新潟県・新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会</p>
---	---

<p>わたしのこと、「感染者の娘」って…</p> <p>#新型コロナ感染者娘</p> <p>「ひどい。」</p>	<p>CMはコロナから</p> <p>ココロは、感染していませんか？</p> <p>きょう12月10日は「世界人権デー」です</p>
---	--



(5) インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

〔基本方針〕

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育・啓発を行うとともに、トラブルへの対処のため相談窓口の活用を啓発する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 有害情報に対する対策の実施
- ・ 差別表現など人権を侵害する情報について関係機関と連携して対応

〈事業紹介① 高等学校教育課〉

人権教育、同和教育推進事業

○阿賀黎明高等学校

- ・ インターネットホットライン連絡協議会から講師を招き、「新しい社会を生きるみなさんに知って欲しいネットのこと」をテーマに、全校生徒と教職員対象の講演会を実施
- ・ SNS等のインターネットによる人権侵害の実態、トラブル防止等の注意点、適切なコミュニケーションの在り方等を学んだ。

○高田高等学校

- ・ 敬和学園大学の戸信哉教授を講師に招き、SNSのリスクとネットメディアの信憑性、ネット上で生じるトラブルや人権問題について、全校生徒と教職員対象の講演会を実施
- ・ SNSによるトラブルの現状、情報を発信する人の責任、情報リテラシーなどを学んだ。

〈事業紹介② 警察本部サイバー犯罪対策課〉

児童、学生対象の情報モラル・リテラシー教室の実施

- ネット犯罪の被害者にならない、加害者にならないために、情報モラルとリテラシー向上を図るため、児童及び学生等を対象に講演を実施
- 令和2年度は、県内6校、計約700人を対象に実施

実施日	学校名
令和2年7月6日	南魚沼市立城内小学校
令和2年9月3日	日本文理高等学校
令和2年11月19日	新潟市立阿賀小学校
令和2年12月18日	燕市立小池小学校
令和3年1月18日	南魚沼市立城内小学校
令和3年2月1日	新発田市立加治川中学校



〈事業紹介③ 福祉保健総務課人権啓発室〉

インターネットモニタリングの実施等

○インターネット上の所定のサイト（「2チャンネル」「爆サイ」「YouTube」等）内を検索し、個人の名誉を侵害したり、差別を助長したりする書込を把握

※人権啓発室において毎週（1回、約1時間）実施

（書込例）

- ・ 特定の地域を同和地区であると指摘する書込
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者に対する誹謗中傷やプライバシーに関する書込

○悪質な書込については、法務局に対する削除要請を実施。また、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対し、関係機関と連携した刑事告発など必要な措置を実施

○あわせて、人権に関する正しい理解を深めるための啓発を行うとともに、法務局等相談窓口の活用を周知

○ 分野別人権施策の推進（指針第3章）

（1）女性

〔基本方針〕

男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解を深め、その推進に取り組んでいく。

〔主な取組の方向〕

- ・ 男女平等を推進する社会づくり
- ・ 女性が活躍できる社会づくり
- ・ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり
- ・ 施策の総合的・計画的推進

〈事業紹介 男女平等社会推進課〉

ハッピー・パートナー企業の募集

- ・ 男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取組を支援

また、取組をより一層進めている企業に対して、「イクメン応援プラス認定」、「子育て応援プラス認定」として上乗せ認定

- ・ 累計登録数 令和3年3月末現在（令和2年3月末時点）

ハッピー・パートナー企業	1,161社（1,056社）
イクメン応援プラス認定	148社（109社）
子育て応援プラス認定	338社（256社）



(2) 子ども・若者

〔基本方針〕

県民一人一人が「国籍にかかわらず子どもは基本的人権が保障された存在であり、権利を行使する主体である」との認識を持ち、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進する。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春等の子どもをめぐる深刻な事件の発生に鑑み、子どもの人権を保護するため、福祉、保健、教育、医療、警察、民間団体等の関係機関が連携し、一層の体制整備に努める。

また、有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るための取組を進める。

〔主な取組の方向〕

- ・ いじめ防止の推進
- ・ 児童虐待防止への取組
- ・ 要保護児童の権利擁護対策
- ・ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進
- ・ 有害情報からの遮断に向けた啓発
- ・ 子どもの貧困対策の推進
- ・ ひきこもりとなった子どもなどへの対応

〈事業紹介① 子ども家庭課〉

青少年に対する自画撮りの不当な要求行為の禁止

- ・ 青少年が自分の裸をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送らせる「自画撮り被害」が後を絶たない。
- ・ 適切なフィルタリング設定等を推奨する啓発リーフレットを作成し、市町村・携帯会社等に配布し、被害防止に取り組んだ。



〈事業紹介② 生徒指導課〉

「いじめ見逃しゼロ県民運動」の推進

- 「深めよう絆にいがた県民会議」と連携し、「いじめ見逃しゼロ県民運動」を推進



- ・ 学校、家庭、地域が連携し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の解消や未然防止に努める運動

〈取組事例〉

いじめ見逃しゼロキャラバン

- ・ 集会への参加や出前授業を通じ、児童生徒や教職員にいじめ防止やSOSの出し方等を訴える

令和2年7月～令和3年2月
県内学校等において 計40回実施



(3) 高齢者

〔基本方針〕

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができる社会の構築を目指す。

また、「長寿社会を支える一員としての高齢者」として、長年培ってきた経験と知識を活かし、社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が年齢、性別、人種、国籍又はその他の地位に関わらず、尊厳を持って、公正な取扱いを受け、その経済的貢献に関係なく評価され、尊重される社会の実現を目指す。

〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 社会参加活動の促進と自立支援
- ・ 権利擁護の推進

〈事業紹介 高齢福祉保健課〉

「シニアカレッジ新潟」の開催

- 学習の機会を提供することと併せて、仲間づくりや地域活動の担い手を養成することを目的として毎年開催
- 対象：新潟県内に居住するおおむね60歳以上の方で、学習の成果を地域活動に役立てるなど社会参加意欲のある方
- 会場：新潟、長岡、上越
- 修了者数：175人



○参加者の声

今回の講座で知り合った仲間の皆さんとも親しくなり、生涯学ぼうとされる姿勢に感動しました。大変刺激になりました。

新しい知識を得ることは興味深く、楽しく受講できました。健康、生活面について学んだ内容はすぐに実行でき、日々の生活に役立っています。

主催：社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

(4) 障害者

〔基本方針〕

障害のある人が他の人々と同様に一人の人間として尊重され、社会の一員として地域で暮らし、自分らしい自立した生活と社会参加ができるよう、県民一人一人が障害者に対する理解を深め、障害者に対する偏見や差別意識をなくし人権意識の高揚を図るとともに、障害の特性に応じた合理的配慮の提供、福祉サービスの充実、就労の促進、教育環境の改善、社会活動への参加機会の充実、人にやさしいまちづくりの推進など障害者を取り巻く生活環境全般にわたる取組を進める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 社会参加の促進
- ・ 雇用・就労の促進
- ・ 教育環境の整備
- ・ 地域生活の支援
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 福祉サービスの利用援助
- ・ 福祉のまちづくりの推進

「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間ポスター」の展示

- ・ 障害に関する理解を深め、偏見や差別のない共生社会の実現に向け、「心の輪を広げる体験作文」（小・中・高校生・一般）、「障害者週間ポスター」（小・中学校）を公募し、受賞作品の展示を行いました。
（令和2年12月1日～7日 NEXT21 1階アトリウムにて）



(5) 同和問題

〔基本方針〕

同和問題の解決を図るために、地域改善対策協議会の意見具申や部落差別解消推進法の趣旨に則し、また、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果や問題点を踏まえ、引き続き人権意識の高揚を図り、偏見や差別の解消に向け、同和問題に取り組む民間団体とも連携して積極的な教育・啓発活動を行うとともに、生活環境の改善等、残された課題については一般対策により対応する。

また、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、本県として、差別の実情を受け止め、実効的な施策を進めることと併せて教育・啓発を推進する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 啓発活動の推進
- ・ 相談体制の充実
- ・ 学校教育における推進
- ・ 社会教育における推進
- ・ 一般対策の推進

〈事業紹介① 福祉保健総務課人権啓発室〉

「オンライン同和問題講演会」の開催

○同和問題についての啓発事業として、
オンライン講演会を開催

「いのちをみつめて～お芝居とおはなし」

講師：舞台女優 有馬理恵 氏

- ・視聴期間 令和3年2月1日～28日
- ・参加者数 約100名

○参加者の声

問題についての理解が深まった。沢山の人の見て欲しい内容だと思った。

平日の帰宅後に視聴ができるので大変便利だと思った。またオンラインで開催してもらいたい。

主催：新潟県、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（構成団体：新潟県、新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市）

新潟県 新潟県オンライン同和問題講演会

いのちをみつめて

～お芝居とおはなし～

同和問題は、現在も続いている重大な社会問題であり、差別に苦しむ人たちがいます。舞台女優の有馬さんによる一人芝居（「釈迦内釈明」ダイジェストバージョン）と同和問題、差別や偏見など、自身の経験を通して感じたことをお話しいただくオンライン講演会です、お気軽にお申し込みください。

ありま り え
有馬理恵 さん（劇団俳優座 舞台女優）

〇経歴：劇団俳優座
〇活動内容：「釈迦内釈明」を演じて好評の場へ、1991年劇団俳優座入団
〇「釈迦内釈明」のDVD「いつかいつか」のDVD制作にも参加し、1999年より「釈迦内釈明」をDVDブックとして出版された。

「釈迦内釈明」
（しゃかにいひつぎうた／水上雄 原作）
皇朝中中国人が日本に強制連行され、数回東京で演じられた芝居を
基として脚化した事件（複発事件）を背景にしつつ、火葬場の風景を写
き取る子どもの黒い想像の世界

配信期間 令和3年
2月1日（月）～2月28日（日）

申込期間 令和3年
2月24日（水）

配信方法
YouTubeによる観覧会費（事前申込みが必要です。）

申込方法
「新潟県かんたん申請-申込システム」からお申し込みください（右記QRコード）。
※視聴に必要なYouTubeURL等の情報は、お申し込みの欄に記載いた
さいメールアドレスまでご連絡いたします。
※県ホームページからも申込フォームにアクセス可能です。

お問い合わせ
新潟県福祉保健課人権啓発室
☎ 025-280-5181（直通）
✉ rnt04021@nprf.nlgata.lg.jp

「部落差別の解消の推進に関する法律」
が平成28年12月18日から施行されました

主催／新潟県・新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会 協賛団体 新潟県、新潟地方法務局、新潟県人権擁護委員連合会、新潟市

〈事業紹介② 福祉保健総務課人権啓発室〉

アルビレックス新潟との連携による啓発広報

○アルビレックス新潟と連携し、デジタルマッチデープログラムの
広告枠に身元調査・同和問題の広告を掲出



11/8 北九州戦
視聴数：9,842PV



11/25 愛媛戦
視聴数：5,538PV



〈事業紹介③ 福祉保健総務課人権啓発室〉

人権啓発活動地方委託事業

- ・ 人権啓発活動地方委託事業を活用し、県内市町村において同和問題に関する啓発を実施
- ・ 4市町村が、市民、生徒・教職員等を対象に、講演や映画上映等を実施し、約1,500人が受講

市町村	実施日	会場	対象	受講者	講師、内容等
妙高市	11月12日	新井中学校体育館	生徒・教職員、市民	600名	中倉茂樹氏（徳島県人権エンタメ集団「友輝」リーダー）
胎内市	8月19日	胎内市産業文化会館	市民	295名	中倉茂樹氏（徳島県人権エンタメ集団「友輝」リーダー）
長岡市	7月6日～8月18日 計6回	市内6小・中学校	市内小・中学校教職員	180名	相庭和彦氏（新潟大学教授）ほか2名
	11月1日	長岡市中央図書館	市民	119名	映画「橋のない川」上映（1992年原作：住井すゑ）
上越市	8月3日～8月19日 計6回	白山会館	市内小・中学校教職員	171名	部落差別の歴史等について受講
	11月6日	リージョンプラザ上越	市職員	130名	中倉茂樹氏（徳島県人権エンタメ集団「友輝」リーダー）

〈事業紹介④ 義務教育課〉

人権教育、同和教育主任等研修会

○研修の目的

各学校の人権教育、同和教育主任や教頭等の指導力向上及び各学校における人権教育、同和教育の推進

☞新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン形式の研修に変更して実施した。

☞2年間かけて、すべての小・中・特別支援学校及び中等教育学校の担当者が参加する。

○研修の内容

- ・「教職員意識調査」（令和2年3月）の結果を踏まえた各学校での人権教育、同和教育の計画、実践
- ・中学校区の「人権教育、同和教育の年間指導計画」の作成

○研修の成果

□外部講師を招いた授業及び校内研修を実施したり、教職員による現地研修を開催したりした。

- ・外部講師による講話 <小学校> R2年度116校 <中学校> R2年度 52校
- ・現地研修 <小学校> R2年度 79校 <中学校> R2年度 33校

□中学校区共通の指導計画を作成した。または、中学校区の学校間で指導計画の共通理解を図った。

- ・<小学校> H30年度 75校 → R2年度 106校
- ・<中学校> H30年度 41校 → R2年度 52校

〈事業紹介④ 義務教育課〉

人権教育、同和教育主任等研修会

○ 講義動画の作成と発信

〈受講者の声〉

- ・今の生徒は、ネットと親しみながら成長しているため、ネットに対する抵抗や違和感が少ないのだと分かりました。SNS上での誹謗中傷などの差別行為を、日々の指導で取り扱う必要があると感じました。
- ・インターネット上の人権問題は、事例や取組例等の資料が不足していると思いました。実際の差別事例を基にした共通資料や指導モデルの必要性を感じました。

○ インターネットによる人権侵害に関する各校の取組の集約 ※研修におけるレポート課題として提出

〈各校での取組事例〉

- ・小学校で発達段階に応じ「ゲームのマナー」「スマホのマナー」「メディアトラブル」について、保護者参加型で外部講師を招いて指導した。
- ・インターネットやメディアに関する指導を情報教育担当だけに任せるのではなく、
人権教育、同和教育担当と連携して、子どもの実態に応じてねらいを明確にした実践に取り組んだ。

〈事業紹介⑤ 高等学校教育課〉

人権教育、同和教育新潟県教育委員会研究指定校事業

研究指定校：高田商業高等学校

- ・ 令和2年度、令和3年度の研究指定事業
- ・ 「差別の現実学び、人権感覚を涵養する指導法の研究」をテーマとした実践的研究
- ・ 令和2年12月に、「SOGIについて」・「『部落差別解消推進法』について」（1学年）、「就職差別を考える」（2学年）、「結婚差別を考える」（3学年）をテーマに公開授業を実施

○事業実績

H18・H19	H20・H21	H22・H23	H24・H25
上越総合技術	新潟翠江	西新発田	柏崎総合
H26・H27	H28・H29	H30・R1	R2・R3
三条東	村上桜ヶ丘	六日町	高田商業

〈事業紹介⑥ 生涯学習推進課〉

社会同和教育市町村巡回研修会

○目的

同和問題の正しい理解を深め部落差別の解消に向けて、広く県内市町村を巡回して研修を行う。

○対象者

社会教育関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員、市町村教育委員会関係・学校関係者、行政職員、PTA関係者、自治会役員等

○内容

- ・ 県社会同和教育行政の取組について
- ・ 実践紹介（学校における同和教育の取組について）
- ・ 講義「新潟県における同和教育の現状と課題」

○事業実績

地区	期日	会場	受講者数	講師
上越	令和2年11月18日	妙高保健センター	59人	上越地区社会教育委員連絡協議会 会長 保坂和彦氏
中越①	令和2年11月27日	南魚沼コミュニティホール さわらび	75人	上越教育大学 特任教授 磯貝芳彦氏
中越②	令和3年1月28日	長岡さいわいプラザ	54人	上越教育大学 特任教授 磯貝芳彦氏
下越	令和2年10月27日	阿賀野市笹神体育館	47人	新潟県人権・同和センター 常任理事・事務局長 室橋春季氏

(6) 外国人

〔基本方針〕

国際化の進展が地域レベルで広がり、外国人労働者の増加などにより本県で暮らす外国人が増加しており、同じ地域住民として外国人と共生する多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重することと併せ、異なる考え方や文化・習慣を持つ人々を特別視せず、その違いを理解することが重要である。また、今後外国人の増加が見込まれる中、異なる言語、習慣、考え方等の違いを持つ人々の日常生活への支援に取り組む必要がある。

このため、民間団体、公益財団法人新潟県国際交流協会、教育機関、市町村等と連携し、国際理解及び人権意識の高揚のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、国際理解教育の推進を図る。

さらに、外国人が人権を尊重され、安心して暮らせるよう、支援活動を行う民間団体等の活動を支援し、連携を進め、災害時も含めた外国人への情報提供や相談・支援体制の充実を図る。

〔主な取組の方向〕

- ・ 国際理解教育の推進及び啓発活動の充実
- ・ 企業等への啓発
- ・ 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実
- ・ 外国人労働者への情報提供や相談・支援体制
- ・ 民間団体等の活動支援・連携促進
- ・ ヘイトスピーチへの対応

〈事業紹介 国際課〉

「外国人相談センター新潟」を開設

県内在住外国人向けの多言語による相談窓口

※新潟県国際交流協会に運営委託

(国交付金を活用)

Niigata International Association

The Foreign Resident Consultation Center of Niigata has been commissioned by the Niigata Prefectural Government, and is operated by the Niigata International Association (NIA), a public interest incorporated foundation. NIA works with the people of Niigata to encourage international exchanges, international cooperation, and multicultural community development, and works in a variety of ways to help the Niigata prefecture become more accessible to the world.

Please come to Niigata International Plaza!

Niigata International Plaza (which contains the Foreign Resident Consultation Center of Niigata) has collected a variety of materials and information about international exchange. Pamphlets, books, magazines and newspapers are all available. The Plaza also holds a variety of events. Anyone can come use the space, so please do not hesitate to stop by!

Would you like to become a supporting member of NIA?

Benefits from Group and Individual Members

Flags, ethnic clothing, and books available for loan, mailing of fliers about upcoming panel discussions, events, and publications

Benefits for Group Members

Grants for international activities (up to ¥200,000)

Benefits for Individual Members

Coupons for Prefectural Art Museum, discounts at restaurants within the prefecture

Yearly Membership Fees
Individual Membership: ¥3,000/year
Group Membership: ¥10,000/year

Map and Directions

外国人相談センター新潟
Foreign Resident Consultation Center of Niigata
〒950-0078 Niigata-shi, Chuo-ku, Bandajima 5-1
Bandajima Bldg 2nd Floor
025-290-5650 025-249-8122
nia21c@niigata-ia.or.jp
http://www.niigata-ia.or.jp

Bandajima Building 2F Floor Map

〒950-0078 Niigata-shi, Chuo-ku, Bandajima 5-1
Bandajima Bldg 2nd Floor
025-290-5650 025-249-8122
nia21c@niigata-ia.or.jp
http://www.niigata-ia.or.jp

Hours
Weekdays: 9:00-17:30
Closed on weekends and holidays (except during events).

Public Interest Incorporated Foundation
Niigata International Association
(Times as of April 2020)

English

Foreign Resident Consultation Center of Niigata

Niigata International Association
Niigata International Plaza

○窓口開設時間

月～金曜日 10時～17時

(祝日・年末年始を除く)

○英語、中国語、ベトナム語
等 11言語以上に対応

【令和2年度 実績】

○相談件数：718件

○主な相談内容：

入管手続、教育、
雇用・労働、医療 等

(7) 感染症患者等

[基本方針]

感染症患者等に対する差別等は、決して許されない。そのため、あらゆる機会を通じて次に掲げる対策その他必要な措置を講ずるとともに、患者・感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら支援の充実を図る。

- ① 適切な情報の公表、感染症に関する正しい知識の普及、差別等の防止に向けた教育・啓発
- ② 悪質な行為には、法的責任が伴うものであり、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対する関係機関と連携した刑事告発など必要な措置

また、今後、新たな感染症が出現した場合にも、同様の構図により、差別等が発生するおそれがあることから、平時から、これらの対策に取り組んでいく。

施策の推進に当たっては、ハンセン病問題に関わる2001（平成13）年及び2019（令和元）年の判決並びに内閣総理大臣談話などを踏まえ取り組む。

[主な取組の方向]

- ・ HIV感染者・エイズ患者等への支援等の充実
- ・ ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に関連する差別等の防止の取組等

〈事業紹介 福祉保健総務課人権啓発室〉

新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する差別等が発生していること踏まえ、多様な媒体を活用しながら、人権への配慮や人権相談窓口の案内を実施

※県ホームページ・新聞・テレビ・ラジオ・
チラシ・ポスター・YouTube動画・ツイッターなど



スポーツ組織と連携した啓発動画



啓発チラシ・ポスター

(県・市町村の庁舎・関連施設、医療機関、スーパー等で掲示)



医療従事者に向けた感謝・応援メッセージ
(株)新潟日報社 (県協賛)

(8) 新潟水俣病被害者

〔基本方針〕

「新潟水俣病地域福祉推進条例」に基づき、被害者や関係市町村、関係団体と連携しながら、条例の普及啓発や、「環境と人間のふれあい館」の活用等による新潟水俣病についての正しい理解を深める教育・啓発、地域社会の再生融和、新潟水俣病患者への保健・福祉対策などを行うことにより、被害者や家族の人権に対する理解を深め、偏見や差別を生まない取組を進める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 「環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を通じた啓発
- ・ 学校教育における推進
- ・ 地域社会の再生・融和の促進
- ・ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策

〈事業紹介 生活衛生課〉

環境と人間のふれあい館運営 「語り部」口演

- 県民の水俣病問題への理解を深めることを目的に、被害者自らその被害の実態を語る「語り部」口演を実施
- 令和2年度は口演を74回（参加者3,002人）実施



○ 小中学生の口演の感想（一部抜粋）

被害者の気持ちになって考えることが、差別・偏見をなくすことにつながっていくと思います。

正しい情報を選び、人の気持ちを考えて行動する力が大切だと改めて思い、差別やいじめはあってはならないことだと強く感じました。

(9) 北朝鮮による拉致被害者

〔基本方針〕

拉致問題は日朝間の最重要課題であるとともに、本県にとっても県民の人権を侵害された重大な問題であることから、国に対して早期解決に向けて引き続き強く働きかけを行う必要がある。

また、拉致問題についての県民の意識啓発を図るとともに、帰国した拉致被害者とそのご家族に対しては、地域において安定した生活を営み、安心して暮らすことができるよう国・市と連携し、きめ細やかな支援策を講じていく。

〔主な取組の方向〕

- ・ 国に対する早期解決の働きかけ
- ・ 県民の意識啓発の推進
- ・ 拉致被害者へのきめ細やかな支援

〈事業紹介 国際課拉致問題調整室〉

「忘れるな拉致 県民集会」の開催

- ・ 北朝鮮による拉致被害者の早期帰国を願い新潟市、新潟日報社とともに「忘れるな拉致 県民集会」を開催
- ・ 令和2年11月15日 新潟市民芸術文化会館 劇場
- ・ 参加者数 200名



忘れるな拉致 県民集会

全面解決へ
家族が思いを訴える

祈り

※今日のプログラム	
11:00	開会式 主催者挨拶 新潟日報社 北田博典社長、新潟県二 本政経部長 花野 貴博、 新潟市長 田代 久
11:15	来賓の挨拶 稲垣 勝巳 内閣府北朝鮮拉致問題調整室長
11:30	講演 「北朝鮮情勢と拉致問題」 伊豆見 元 東京国際大学国際政治学教授
11:45	演説 横田 滋さん(北朝鮮拉致被害者) 横田 哲也さん
12:00	演説 横田 ひとみさん 横田 滋さん(北朝鮮拉致被害者) 大澤 新一さん 横田 滋さん(北朝鮮拉致被害者) 横田 新一さん
12:15	閉会式
12:30	懇話会
12:45	閉会挨拶 新潟日報社 北田博典社長、稲垣 勝巳

横田 新一さん
横田 ひとみさん
横田 哲也さん

伊豆見 元氏
東京国際大学国際政治学教授、1975年東京国際大学国際政治学教授、1980年東京国際大学国際政治学教授、1985年東京国際大学国際政治学教授、1990年東京国際大学国際政治学教授、1995年東京国際大学国際政治学教授、2000年東京国際大学国際政治学教授、2005年東京国際大学国際政治学教授、2010年東京国際大学国際政治学教授、2015年東京国際大学国際政治学教授、2020年東京国際大学国際政治学教授、2025年東京国際大学国際政治学教授

主催 新潟日報社 新潟県 新潟市

〈概要〉

- ・ 拉致被害者及び特定失踪者のご家族の訴え
- ・ 国際政治学者 伊豆見 元 氏（東京国際大学教授）による講演
- ・ 政府への署名簿提出
- ・ 横田滋さんを偲んで

(10) 犯罪被害者やその家族

〔基本方針〕

犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く県民に対し、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、マスメディアによる人権侵害に対してのマスメディア側の自主的な取組が図られるよう理解を求める。

また、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 県民やマスメディアに対する周知及び啓発
- ・ 犯罪被害者等に対する支援団体や相談窓口の周知

〈事業紹介 警察本部警務課犯罪被害者支援室〉

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

- ・ 中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講師となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会を実施
- ・ 犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める
- ・ 令和2年度は、県内6校、計約2,100人を対象に実施



(11) 刑を終えて出所した人等

〔基本方針〕

刑を終えて出所した人等が、地域社会において孤立し、新たな犯罪を重ねることがないように、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力し、啓発等に努める。

〔主な取組の方向〕

- ・ 偏見や差別を解消するための啓発

(12) 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

〔基本方針〕

性的指向、性自認を理由とした偏見や差別は、社会生活の様々な場面で人権侵害等の問題につながることから、講演会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により広く県民や企業への啓発を行うとともに行政職員への研修を行う。

また、学校においては、児童生徒の心情に配慮した支援、教職員を対象とした研修機会の積極的な確保、偏見や差別を解消する教育を行う。

〔主な取組の方向〕

- ・ 県民や企業への啓発、行政職員への研修
- ・ 偏見や差別を解消する教育

〈事業紹介 高等学校教育課〉

人権教育、同和教育新潟県教育委員会研究指定校事業(再掲)

研究指定校：高田商業高等学校

- ・ 令和2年度、令和3年度の研究指定事業
- ・ 「差別の現実に学び、人権感覚を涵養する指導法の研究」をテーマとした実践的研究
- ・ 令和2年12月に、「SOGIについて」等をテーマに公開授業を実施
 - 目標
性の多様性を理解し、互いの気持ちを大切にできる社会づくりを考える。
 - 対象
1学年全クラス
 - 生徒感想

- ・ SOGI（性的指向・性自認）という言葉の意味や、性の多様な在り方、少数派の人を傷ついたりする仕組みへの理解が深まった
- ・ 偏見を持たず正しい情報を基に判断すること、そのままの自分を大切にすることが大事だと感じた。

(13) 様々な人権問題

〔基本方針〕

前述のほか、アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国残留邦人などに対する偏見や差別、また東日本大震災に起因する偏見や差別その他の様々な人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じて適切な取組を行うことが必要であり、あらゆる機会を通じて、偏見、差別を解消し、人権意識の高揚を図るための施策を推進する。

〔主な取組の方向〕

- ・ 偏見・差別の解消や人権尊重の意識を高める施策の推進

○ 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進（指針第4章）

- ・ 公務員
- ・ 警察職員
- ・ 消防職員
- ・ 教職員
- ・ 社会教育関係職員
- ・ 医療・保健・福祉関係者
- ・ その他

○ 人権施策推進に向けて（指針第5章）

- ・ 庁内推進体制の整備
- ・ 人権尊重の視点に立った職務遂行
- ・ 人権課題への適切な対応
- ・ 職員に対する研修等の実施
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 基本指針の見直し等（施策の実施状況についての意見聴取）

新潟県人権施策推進懇談会の開催

○本県の人権施策の実施状況等について意見を聴取するため設置
令和2年9月4日開催

施策の実施状況等について意見聴取し、施策の更なる推進に反映
御意見をいただき反映した主な意見

分野	意見	県の対応
新型コロナウイルス感染症	正しい認識や冷静な行動についての教育・啓発などの取組が必要	基本指針を改定（R3.6）して適切な情報の公表、正しい知識の普及等の教育啓発を実施
教育	参加体験型アプローチ、参加学習型プログラムなどの活用に取り組んでもらいたい。	ネットリテラシー教育について参加体験型のアプローチを採用したマニュアルを作成
子ども・若者	児童虐待について各課で連携しながら取り組んでもらいたい。	庁内各課及び市町村等との協議会において連携しながら取組を実施
同和問題	インターネットにおける部落差別への対応に取り組んでもらいたい。	市町村と連携しながら、モニタリング及び法務局への削除要請を実施
新潟水俣病被害者	水俣病の教訓を風化防止や、正しい理解を深める教育・啓発が必要	教訓の伝承等に係る講演会開催、小中学校における学習支援事業を実施
性的指向・性自認を理由とする偏見や差別	県民への啓発、教職員、企業に対する研修の実施	性の多様な在り方の理解に向けて、県民向けの啓発、教職員の階層別研修や企業講演会を実施

新潟県人権教育・啓発推進基本指針の改定（第2次改定）

【改定の趣旨】

新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を実施（令和3年6月）

【主な改定内容】

「第3章 分野別人権施策の推進」「7 感染症患者等」に次の内容を追加

「(1) 現状と課題」

- 新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症は、今なお人類の脅威
- 不正確な知識などを理由とした、いわれない差別や偏見等が存在

「(2) 基本方針」

- 新たな感染症に対応した差別防止のための教育や啓発等
 - ・ 感染症に侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対する関係機関と連携した刑事告関する適切な情報の公表、正しい知識の普及、平時からの教育及び啓発
 - ・ 人権を発など必要な措置
- 新型コロナウイルス感染症に係る差別の防止の取組
 - ・ 適切な情報の公表、正しい知識の普及、様々な媒体を用いた広報
 - ・ 不正確な知識や誤った情報等に対する正しい判断力の育成

※改定にあたっては、新潟県人権施策推進懇談会を開催（R3.3.23）し、意見聴取を実施し、改定内容に反映

令和3年度取組計画（抜粋）

○各種人権施策について継続的に取り組む他、新型コロナウイルス感染症やインターネットによる人権侵害などの状況を踏まえ新たな取組を実施

（主な新規事業）

分野	事業名	事業概要
インターネットによる人権侵害の防止	人権講演会	広く県民に人権についての正しい理解を深めてもらうため、人権講演会を開催 「新型コロナウイルス感染症流行下におけるネットメディアと人権」（講師：佐藤佳弘氏）
インターネットによる人権侵害の防止	学生に対する情報モラル・リテラシー教室	インターネット犯罪の被害者、加害者にならないために、情報モラルとリテラシー向上を図るため、啓発活動を実施する。
女性、高齢者、障害者等	多様な人材が活躍できる農業推進事業	新型コロナの影響による求職の動きに対応し、女性・高齢者・障がい者等多様な人材が働きやすい就業環境の整備や農福連携の推進など、農業における誰もが働きやすい安全で衛生的な就業環境づくりを推進
外国人	外国人の新型コロナに係る相談支援事業	外国人相談者からの電話を通訳サービスを利用して「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に繋ぎ、サービスの向上を図る。

※計画全体は「資料4 新潟県人権教育・啓発推進基本指針の取組計画（令和3年度）」を参照

4 令和3年度の重点項目

○ 重点項目の設定方針

- (1) 当該年度に特に啓発を行うような事情や法改正等で特に変化のある分野
- (2) (1) を踏まえ、人権啓発室が各施策啓発の応援を行う分野

○ 重点項目

- (1) 同和問題（部落差別）に関する取組
- (2) 障害者の差別解消の推進等に関する取組
- (3) 北朝鮮による拉致問題の理解促進に関する取組
- (4) 新潟水俣病の教訓を生かす取組
- (5) 新型コロナウイルス感染症に係る差別・偏見、誹謗中傷等に関する取組